

No	資料名等	頁	第1	1項	1)	(1)	①	ア)	質問内容	回答
1	公告	2	4			1		エ	協力企業の定義がありますが、基本協定書（案）第3条4項の定めに従うとは協力企業は存在しなくなります。どちらが正しいのでしょうか。	基本協定書は出資者との締結としていますので協会の記載がないだけであり、協力会社が存在しない訳ではありません。
2	入札説明書	6	4	1	1		4		構成員のうち協力企業は「SPCには出資しない企業」とありますが、基本協定書第3条4項には「事業予定者の設立に当たり、乙はいずれも必ず出資するものとし、」とあります。基本協定は構成企業のみと締結するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	6	4	1	1		4		文面からは出資を行う構成企業は代表企業1社でも可能と読めますが、そのような理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	入札説明書	6	4	1	1		2 6		施設整備業務や維持管理業務等各業務の一部を担当する者は「その他企業」でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	6	4	1	1		4		SPCに出資するが、SPCから直接業務の受託・請負をしない企業（ファイナンス企業や構成企業の下請企業など）は、「構成企業」「協力企業」ではなく、⑥記載の「その他企業」に該当し、入札参加者の構成員になれるとの理解でよろしいでしょうか。	SPCから直接業務の受託・請負をしない企業は「構成員」にはなれません。なお、⑥記載の「その他企業」とは、②記載の各企業以外の企業です。
6	入札説明書	6	4	1	1				維持管理企業及びその他企業を含める場合はその他企業も、参加資格要件はなく、様式1-10に示された添付書類を添付すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	入札説明書	8	4	1	2	2	6		「監理技術者を専任で配置できる事」と有りますが、配置する時期は平成28年4月以降に配置できる技術者を想定して登録するのでしょうか。またその場合、何名まで登録可能ですか。	ご理解のとおりです。登録可能な人数の上限はありません。
8	様式集	一覧							委任状（代表企業）、キャッシュフロー計算書及びサービス購入料支払い計算書は、A3横でよろしいでしょうか。	A3横としてください。
9	様式集								参加表明の構成企業及び協力企業表において、代表者を記載することとなっておりますが、設計、建設企業においては、代表者＝代表取締役ではなく、市の資格認定を受けた際に登録した者でよいのでしょうか。	本市の競争入札参加資格認定を受けていただいた際の営業所名・代表者名でなくても構いません。
10	様式集								参加表明に関して、競争入札参加資格の認定を受けた事業所を記載すればよろしいでしょうか。	No.9の回答を参照ください。

11	様式集（様式1-1） （様式1-2）							役割には、「代表・構成・協力」企業の別を、業務担当には「設計・建設・工事監理・維持管理・運営・その他」の別を記入するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	様式集（様式1-2） （様式1-3）							様式1-2、1-3において、1枚の様式に各社が連名で記名押印を行う様式となっております。 今回は、参加表明提出までのお盆休みも入り又給食センターということで構成員数も多くなることから、各社の押印手続きだけでも時間がかかる状況と言えます。そのため、1枚に連名ではなく、各社それぞれ1枚ずつでの様式も可とするようにご検討をお願いします。	可とします。
13	様式集（様式1-3）							委任事項に「備考：上記委任事項は参考に示したものである」とありますが、必要に応じて委任事項を加筆し、備考は削除の上、提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	様式集（様式1-4）							様式1-4の受任者はヒアリングに出席する必要がありますか。	必須ではありません。
15	様式集（様式1-4） （様式1-5）							様式1-4の受任者と様式1-5の申請書記載責任者は異なってもよろしいでしょうか。	異なっても構いません。
16	様式集（様式1-7）							本様式の1行目に「本様式の後(うしろ)に添付する書類により証します。」とあり、⑥で「監理技術者を専任で配置できること。」ありますが、参加表明の段階で本事業の建設工事で配置する技術者を確定する必要がある。との理解でよろしいでしょうか。	No.7の回答を参照ください。
17	様式集（様式1-10）							事業報告書は直近1ヶ年分でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
18	様式集（様式1-10）							商業登記簿謄本は、「現在事項全部証明書」を提出すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	様式集（様式1-10）							有価証券報告書を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書を提出すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	様式集（様式1-10）							様式1-10 「企業単体の有価証券報告書又は税務申告書」の記載がございましたが、企業単体の決算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書）をもってこれに代えることは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。

21	様式集（様式1-10）							添付書類提出確認書で企業単体と連結決算の有価証券報告書をそれぞれ求めておりますが、連結決算の有価証券報告書に連結及び企業単体の財務諸表がそれぞれ記載されている場合、それを持って有価証券報告書の提出としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	様式集（様式1-10）							「添付書類提出確認書」に記載のある税務申告書とは国税局が発行するものを示していますか。	ご理解のとおりです。
23	様式集（様式1-10）							添付書類の中で税務申告書の提出を求められていますが、企業が納付する全ての税務申告書の提出が必要でしょうか。	すべて必要です。
24	様式集（様式1-10）							参加表明・参加資格確認申請時に添付する税務申告書とは、「法人税申告書」の提出との理解でよろしいのでしょうか。また、別表はどの範囲を添付すればよろしいのでしょうか。	すべて必要です。
25	様式集（様式1-10）							添付書類として税務申告書（確定申告書）は書類のすべてが必要か別表1、2、4でよろしいか	すべて必要です。